

【文化財の指定又は登録について(石阪昌孝関連史跡)】

1. 指定・登録候補資料(案)について

資料 2-2 参照

2. 所有・管理の状況について

(1) 屋敷跡

- ・土地所有者…公園緑地課
- ・管理者…公園緑地課(2026年度から指定管理者)

(2) 墓

- ・土地所有者…登記上ミナ氏だが、権利は相続人が継承していると考えられる
- ・管理者…町内会が管理

3. 指定または登録、種別について

(1) 屋敷跡

- ・指定文化財となった場合の今後の土地利用への影響を懸念
 - ・地中に遺構は確認されている。
- ⇒史跡の要件…比較的よく原形を保っているもので学術的価値の高いもの

(2) 墓

- ・土地が相続されておらず、相続人全員の同意を得ることは困難か
- ・最近では、個人墓の史跡指定は原則として行われない動向
- ・都…戦前に史跡指定されたものは昭和30年に都条例において「旧跡」に
(屋敷跡や墓などの著名な伝承地)

(指定登録基準は参考資料参照 以下抜粋)

第1 町田市文化財指定基準

5 町田市指定史跡

次に掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために欠くことができず、かつ、その遺構が比較的よく原形を保っているもので学術的価値の高いもの

- ア 集落関係、生産関係、埋葬関係等の遺跡
- イ 役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治・軍事に関する遺跡
- ウ 社寺跡その他祭祀信仰に関する遺跡
- エ 屋敷跡、町屋跡、居宅跡等
- オ 私塾、学校その他教育学芸に関する遺跡
- カ 街道、番所跡、宿場跡、上水、用水、堤防その他産業、交通、土木に関する遺跡
- キ 墓及び碑

ク 由緒ある園地、井泉、樹石その他この類の遺跡

6 町田市指定旧跡

(1)5のAからクに掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために重要で、かつ、その遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値の高いもの

(2)著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために重要なもの

第2 町田市文化財登録基準

5 町田市登録史跡

第1の5のAからクに掲げる遺跡のうち、その遺構が比較的よく原形を保っているもので学術的価値のあるもの

6 町田市登録旧跡

(1)第1の5のAからクに掲げる遺跡のうち、その遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値のあるもの

(2)著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なもの

4. 今後のスケジュール案

- | | |
|-------|---|
| 2月～4月 | 所有者・管理者への事前説明・協議 |
| 5月中旬 | 文化財保護審議会第4回会議 |
| 7月3日 | 指定・登録について文化財保護審議会に諮問することについて、教育委員会定例会に協議事項として上程 |
| 8月中旬 | 文化財保護審議会第5回会議に諮問・審議・答申案確定 |
| 8月中旬 | 答申書の收受 |
| 8月中 | 所有者からの同意書受領 |
| 9月中旬 | 教育委員会定例会に、議案審議事項として上程 |
| 9月中旬 | 登録・告示 |
| 10月 | 自由民権資料館企画展開始 |